

2017年10月13日

投資者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

一般社団法人投資信託協会の規則改正に伴う  
「三井住友マネー・リザーブ・ファンド（三井住友MR F）」に関するお知らせ

平素は弊社投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2017年12月1日に、MR F（マネー・リザーブ・ファンド）の取得・保有対象者が個人に限定される旨の一般社団法人投資信託協会の規則改正が施行されます。

そのため、2017年12月1日以降は、「三井住友マネー・リザーブ・ファンド（三井住友MR F）」につきまして、個人投資者の皆さま以外は取得・保有いただくことはできなくなります。

投資者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改正された一般社団法人投資信託協会の規則の名称

「MMF等の運営に関する規則」

（本規則の中にMR Fに係る規定も含まれます。）

2. 改正の内容

MR Fは、証券会社における証券総合口座用ファンドとして個人投資者向けに設定された経緯があります。

今回の規則改正により、より厳格に「実質的に個人を対象として取得または保有されるもの」と明文化されています。

3. 適用日

2017年12月1日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント お客様専用フリーダイヤル **0120-88-2976**

（受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時）

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。

【ご参考】 目論見書の記載追加について

次回改版時（使用開始日：2017年11月28日）に、「お申込みメモ」欄に次の項目を追加します。

購入の取扱い：2017年12月1日以降は、原則として、個人投資者の購入申込みに限定します。

※太枠内が追加箇所です。

■ 手続・手数料等

お申込みメモ

申込関連

申込締切時間	販売会社までお問い合わせください。
購入の申込期間	2017年11月28日から2018年5月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入の取扱い	2017年12月1日以降は、原則として、個人投資者の購入申込みに限定します。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

【ご参考】 一般社団法人投資信託協会「MMF等の運営に関する規則」の改正について

※下線部分が改正箇所です。

【2017年12月1日施行】

第1条 この規則は、マネー・マネージメント・ファンド（以下「MMF」という。）、及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第25条第2号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）であって、権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が実質的に自然人である個人（法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資の判断を行うものを含む。）を対象として取得又は保有されるもの（以下「MR F」という。）の運用に関する事項、組入資産の評価に関する事項及び販売に関する事項等を定め、MMF及びMR F（以下「MMF等」という。）の運用の安定化等を図り、もって投資者の保護を図ることを目的とする。